

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	健康福祉部 高齢介護課 認定・保険料係	
不利益処分名	保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例	
根 拠 法 令	介護保険法	
根 拠 条 項	第69条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5582)	
処 分 基 準	<p>第69条 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第29条第2項において準用する第27条第7項若しくは第30条第1項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、第33条の2第2項において準用する第32条第6項若しくは第33条の3第1項の規定による要支援状態区分の変更の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした場合において、当該認定に係る第1号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間（当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下この項において同じ。）があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る第27条第7項後段（第28条第4項及び第29条第2項において準用する場合を含む。）、第30条第1項後段若しくは第35条第4項後段又は第32条第6項後段（第33条第4項及び第33条の2第2項において準用する場合を含む。）、第33条の3第1項後段若しくは第35条第2項後段若しくは第6項後段の規定による記載に併せて、介護給付等（居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を除く。）の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとられる期間（市町村が、政令で定めるところにより、保険料徴収権消滅期間に応じて定める期間をいう。以下この条において「給付額減額期間」という。）の記載（以下この条において「給付額減額等の記載」という。）をするものとする。ただし、当該要介護被保険者等について、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 【略】</p>	
	参 考 事 項	介護保険制度の解説（発行所：㈱社会保険研究所）
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定（平成30年 4月 1日最終変更）

処分基準

基準

- 3 第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス（これに相当するサービスを含む。次項及び第5項において同じ。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。次項及び第5項において同じ。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。次項及び第5項において同じ。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。次項及び第5項において同じ。）並びに行った住宅改修に係る次の各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第49条の2又は第59条の2の規定により読み替えて適用する場合を除く。）においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。
- (1) 居宅介護サービス費の支給 第41条第4項第1号及び第2号並びに第43条第1項、第4項及び第6項
 - (2) 特例居宅介護サービス費の支給 第42条第3項並びに第43条第1項、第4項及び第6項
 - (3) 地域密着型介護サービス費の支給 第42条の2第2項各号並びに第43条第1項、第4項及び第6項
 - (4) 特例地域密着型介護サービス費の支給 第42条の3第2項並びに第43条第1項、第4項及び第6項
 - (5) 施設介護サービス費の支給 第48条第2項
 - (6) 特例施設介護サービス費の支給 第49条第2項
 - (7) 介護予防サービス費の支給 第53条第2項第1号及び第2号並びに第55条第1項、第4項及び第6項
 - (8) 特例介護予防サービス費の支給 第54条第3項並びに第55条第1項、第4項及び第6項
 - (9) 地域密着型介護予防サービス費の支給 第54条の2第2項第1号及び第2号並びに第55条第1項、第4項及び第6項
 - (10) 特例地域密着型介護予防サービス費の支給 第54条の3第2項並びに第55条第1項、第4項及び第6項
 - (11) 居宅介護福祉用具購入費の支給 第44条第3項、第4項及び第7項
 - (12) 介護予防福祉用具購入費の支給 第56条第3項、第4項及び第7項
 - (13) 居宅介護住宅改修費の支給 第45条第3項、第4項及び第7項
 - (14) 介護予防住宅改修費の支給 第57条第3項、第4項及び第7項
- 4 第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに行った住宅改修に係る前項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合（第49条の2又は第59条の2の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、第49条の2又は第59条の2の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100分の80」とあるのは、「100分の70」とする。
- 5 第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に受けた居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスに要する費用については、第51条第1項、第51条の2第1項、第51条の3第1項、第51条の4第1項、第61条第1項、第61条の2第1項、第61条の3第1項及び第61条の4第1項の規定は、適用しない。

(保険料徴収権消滅期間の算定方法)

○ 介護保険法施行令第33条

第33条 法第69条第1項に規定する保険料徴収権消滅期間（次条において「保険料徴収権消滅期間」という。）は、要介護被保険者等が

<p>処 分 基 準</p>	<p>基 準</p>	<p>当該市町村の第1号被保険者であった各年度（要介護被保険者等が認定（法第69条第1項に規定する認定をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。）を受けた日の10年前の日の属する年度から、認定を受けた日の属する年度までの各年度。以下この条及び次条第2項において「算定対象年度」という。）について、第2号に掲げる額を第1号に掲げる額で除して得た数を厚生労働省令で定めるところにより合算して得た数に相当する年数とする。</p> <p>(1) 算定対象年度において当該要介護被保険者等が当該市町村に対して納付すべき保険料額（要介護被保険者等が当該市町村の第1号被保険者となり、又は当該市町村の第1号被保険者でなくなった年度においては、当該年度の賦課期日に当該市町村の第1号被保険者となり、当該年度の末日に至るまで当該市町村の第1号被保険者であったものとみなして算定するものとする。）</p> <p>(2) 前号に掲げる保険料額（認定を受けた日の10年前の日の属する年度においては、認定を受けた日の10年前の日以降に到来する納期に係るものに限る。）のうち、保険料を徴収する権利が時効によって消滅している保険料額の合計</p> <p>（給付額減額期間の算定方法）</p> <p>○ 介護保険法施行令第34条 第34条 法第69条第1項に規定する給付額減額期間は、第1号に掲げる期間に第2号に掲げる数を乗じて得た数の2分の1に相当する数に12を乗じて得た数を厚生労働省令で定めるところにより算定して得た数に相当する月数とする。</p> <p>(1) 保険料徴収権消滅期間</p> <p>(2) 保険料徴収権消滅期間を保険料徴収権消滅期間と保険料納付済期間を合計した期間で除して得た数</p> <p>2 前項第2号の保険料納付済期間は、要介護被保険者等が当該市町村の第1号被保険者であった算定対象年度について、第2号に掲げる額を第1号に掲げる額で除して得た数を厚生労働省令で定めるところにより合算して得た数に相当する年数とする。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる保険料額</p> <p>(2) 前条第1号に掲げる保険料額（認定を受けた日の10年前の日の属する年度においては、認定を受けた日の10年前の日以降に到来する納期に係るものに限る。）のうち、納付済の保険料額の合計</p> <p>（保険料徴収権消滅期間及び給付額減額期間の算定方法に係る経過措置）</p> <p>○ 介護保険法施行令附則第3条 第3条 平成22年4月1日までに法第69条第1項に規定する認定を受けた法第62条に規定する要介護被保険者等について第33条及び第34条の規定を適用する場合においては、第33条中「要介護被保険者が認定（法第69条第1項に規定する認定をいう。以下この条及び次条第2項において同じ。）を受けた日の10年前の日の属する年度」とあるのは「平成12年度」と、「認定」とあるのは「法第69条第1項に規定する認定」と、同条第2号及び第34条第2項第2号中「保険料額（認定を受けた日の10年前の日の属する年度においては、認定を受けた日の10年前の日以降に到来する納期に係るものに限る。）」とあるのは「保険料額」とする。</p> <p>（給付額減額期間等の算定方法）</p> <p>○ 介護保険法施行規則第111条 第111条 市町村は、既に給付額減額等の記載（法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載をいう。以下同じ。）が行われている要介護被保険者等について認定を行った場合であって、当該認定の時点において当該給付額減額等の記載に係る給付額減額期間（同項に規定する給付額減額期間をいう。以下同じ。）が経過していないときは、当該認定に係る給付額減額等の記載を行わないものとする。</p> <p>2 過去に給付額減額等の記載が行われた者について令第33条に規定</p>
----------------------------	----------------	--

- する保険料徴収権消滅期間（法第69条第1項に規定する保険料徴収権消滅期間をいう。以下同じ。）の算定を行う場合においては、当該過去の給付額減額等の記載に係る保険料徴収権消滅期間の算定の対象となった年度に係る令第33条に規定する同条第2号に掲げる額を同条第1号に掲げる額で除して得た数については、同条の規定による年数の算定の対象としないものとする。
- 3 過去に給付額減額等の記載が行われた者について令第34条第1項第2号に規定する保険料納付済期間（同条第2項に規定する保険料納付済期間をいう。以下同じ。）の算定を行う場合においては、当該過去の給付額減額等の記載に係る保険料納付済期間の算定の対象となった年度における同項に規定する同項第2号に掲げる額を同項第1号に掲げる額で除して得た数については、同項の規定による年数の算定の対象としないものとする。
- 4 令第33条の規定により保険料徴収権消滅期間を算定するに当たり、同条の規定により合算して得た数に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。令第34条第2項の規定により保険料納付済期間を算定するに当たっても、これと同様とする。
- 5 令第34条第1項の規定により給付額減額期間を算定するに当たり、同項の規定により12を乗じて得た数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（給付額減額等の記載方法等）

○ 介護保険法施行規則第112条

第112条 法第69条第1項の規定による給付額減額等の記載は、法第27条第7項後段（法第28条第4項及び第29条第2項において準用する場合を含む。）、法第30条第1項後段若しくは第35条第4項後段又は第32条第6項後段（法第33条第4項及び第33条の2第2項において準用する場合を含む。）若しくは第35条第2項後段若しくは第6項後段の規定により認定の結果を被保険者証に記載する際に行うものとする。

（法第69条第1項ただし書に規定する政令で定める特別の事情）

○ 介護保険法施行令第35条

第35条 法第69条第1項ただし書に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められる事情とする。

- (1) 要介護被保険者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) その他前2号に準ずる事由として厚生労働省令で定める事由があること。

（令第35条第3号の厚生労働省令で定める事由）

○ 介護保険法施行規則第113条

第113条 令第35条第3号に規定する厚生労働省令で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (2) 要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他こ

処分基準	基準	<p>れに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>(3) 要介護被保険者等が被保護者であること。</p> <p>(4) 要介護被保険者等が要保護者であって、給付額減額等の記載を受けないとしたならば保護を必要としない状態となるものであること。</p>
------	----	--